

321 東京帝国大学助手菊井維大私立中央大学へ出講許可指令  
案  
〔大正十三年五月十日〕

大正十三年五月十日  
(堀越英二) ㊦  
(葛卷常四郎) ㊦

庶務課  
(飯塚梯太郎) ㊦  
書記官  
(中村恭平) ㊦

案  
東京帝国大学助手 菊井維大

印割  
本年五月一日付願中央大学ニ於テ独逸民事訴訟法講議心囑ノ件  
許可ス  
年 月 日  
総 長  
(欄外注記1)

出講願  
私儀  
今般中央大学ノ囑託ニヨリ独逸民事訴訟法講讀(毎週木曜日)ニ  
出講仕リ度候ニ付テハ右御許可相成度及御願候也

大正十三年五月一日  
東京帝国大学法学部助手 菊井維大 ㊦  
東京帝国大学総長 古在由直殿

(欄外注記1)  
〔五月十二日送達済〕

〔検印録〕自大正十三年至大正十四年、㊦F19〕